

平成20年度「高等学校における発達障害支援モデル事業」報告書（中間・最終）

都道府県名	高知県
学校名	高知北高等学校
学校所在地	高知市東石立町160
研究期間	平成20～21年度

I 概要

1 研究課題

高等学校における発達障害生徒への支援の在り方に関する実践的研究

2 研究の概要

- ①研究委員会の開催…外部機関の委員を交えての事業内容及び実施計画の検討と検証。
- ②校内支援体制の整備…校内委員会の設置と支援システムの構築。
- ③情報収集…先進校視察、全国レベルの研修会への参加など。
- ④教職員研修の充実…発達障害および特別支援教育に関する理解促進。事例検討会の実施。
- ⑤発達障害のある生徒への指導方法の検討と実践…校内支援会議の実施と個別の指導計画、個別の教育支援計画の作成。円滑な人間関係を築くための指導方法の検討。周囲の生徒の理解促進のための指導方法の検討。学生支援員の活用による支援の在り方についての検討。
- ⑥保護者との連携および保護者支援…保護者懇談会の実施。
- ⑦実践の検証…関係者や保護者へのアンケートや聞き取りによる実践の検証。

3 研究成果の概要

- ①年間3回の研究委員会で指導・助言を頂いた。専門家からの助言は校内委員会や支援会議のあり方、高校における課題の確認などさまざまな点に活かすことができた。
- ②モデル事業の校内研究委員会が校内委員会として活動した。今後はその活動を引き継ぐ組織「特別支援教育推進委員会（仮称）」を設置する予定。また教育相談係を中心とした支援体制も整備された。
- ③先進校視察と県外研修会に計6名の教員が参加した。不登校が激減した学校の取り組みなど、支援のあり方について学ぶ点が多かった。
- ④講演会、助言者を招いての生徒支援会議、事例検討会が年間を通じて9回実施された。教員の「気づき」が増えたことは成果の表れといえる。
- ⑤生徒支援会議を実施する中で、個別の指導計画（個別支援シート）を改善しながら利用している。学生支援員活動は大きな成果があった。
- ⑥年間2回の保護者懇談会を実施した。1回は、助言者として専門のカウンセラーに参加いただけた。
- ⑦研修会や保護者懇談会、学生支援員活動などのアンケートは、いずれも好評であった。

II 詳細報告

1 研究の内容

(1) 発達障害のある生徒に対する指導方針

ア 生徒の実態（把握方法も含めて）

(ア) 生徒の概要

本校は多部制単位制で、定時制昼間部、定時制夜間部、通信制がある。昼間部では新入生の約6割が不登校経験者であり、それにかかわらず精神的な課題、低学力、怠学、身体障害、発達障害など様々な課題のある生徒も多い（表1）。

表1 学年別配慮を要する生徒数（％は全校生徒に占める割合） H20.2.1

	生徒数	不登校*1	発達障害*2	診断なし*3	疾病など*4
1年次生	80	46	5	9	18
2年次生	73	54	4	1	8
3年次生	68	33	3	4	9
4年次生	26	13	1	3	1
合計（％）	247	146 (59.1)	13 (5.3)	17 (6.9)	36 (14.6)

- *1 入学以前に不登校だった生徒（不登校：1年に30日以上欠席がある生徒）
- *2 医療機関等で診断を受けている生徒
- *3 診断は受けていないが学習面・行動面・対人面で配慮を要する生徒
（平成20年度特別支援教育課のチェックリストによる調査結果より）
- *4 疾病、身体障害、その他で配慮を要する生徒

(イ) 実態把握の方法

支援や配慮を要する新入生については、入学前の休業中の中学校訪問や不登校生徒の支援を行う高知市教育研究所等との連携により実態を把握している。また、本校の生徒や保護者支援にかかわる医師からも保護者了解を得て情報提供がある。把握した情報は、職員会あるいは関係教員で共有している。

在校生の実態把握には、「特別な教育的配慮が必要な生徒についての現状調査」によるチェックリスト（県教育委員会特別支援教育課）を利用。チェックリストの結果やホーム主任の情報から支援や配慮が必要と判断された生徒、保護者の申し出により発達障害等の診断がある生徒は、教育相談係が情報を集約し、職員会で情報共有する。なお、発達障害およびチェックリストの結果が表2、表3、図1である。

表2 発達障害と診断されている生徒数およびチェックリストの結果人数の内訳

	人数	(%)
A：LDと診断されているまたは学習面で困難を示す	22	8.9%
B：ADHDと診断されている、または行動面で困難を示す	9	3.6%
C：高機能自閉症等と診断されている、または社会性で困難を示す	10	4.0%

(%)は全校生徒に占める割合 小数点第2位を四捨五入

表3 A・B・Cの関連

(%)は全校生徒に占める割合

小数点第2位を四捨五入

	人数	(%)
AかつB	4	1.6%
BかつC	2	0.8%
CかつA	3	1.2%
AかつBかつC	1	0.4%

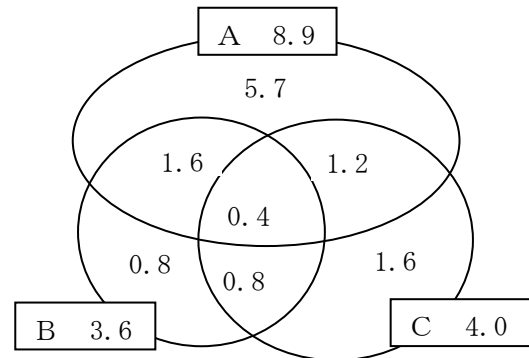


図1 A・B・Cの関連

数字は全校生徒に占める割合 (%)

イ 指導方針

特別な教育的配慮を必要とする生徒の支援を組織的に実施していくため、以下の支援体制(図2)をとる。支援は図3のように進行する。

- ①特別支援教育コーディネーター・学校カウンセラー・養護教諭・人権教育主任を中心に活動する
- ②個別支援については、上記四者はホーム主任と連携しながら、直接的・間接的な生徒支援や保護者支援を行う
- ③必要に応じて専門機関と連携し、情報交換する

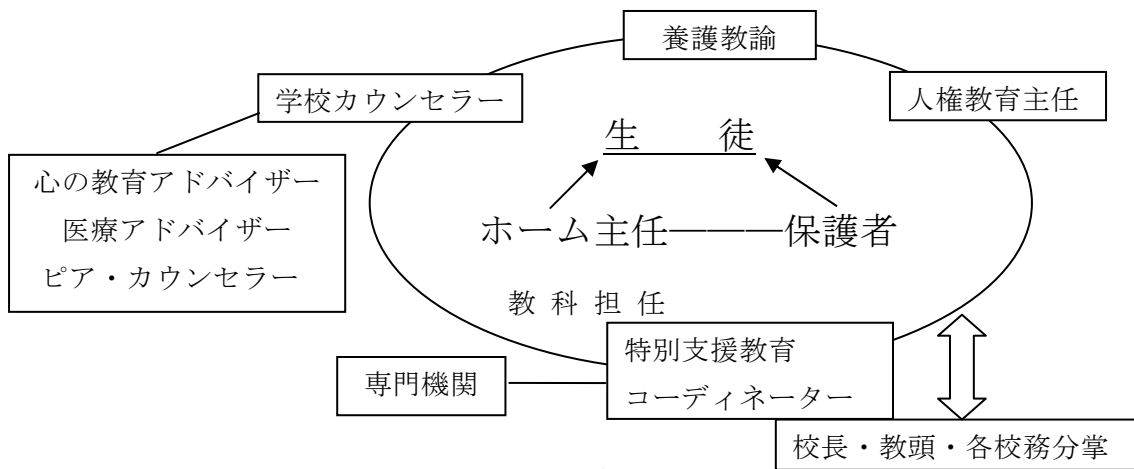


図2 高知北高校昼間部における特別支援教育支援体制

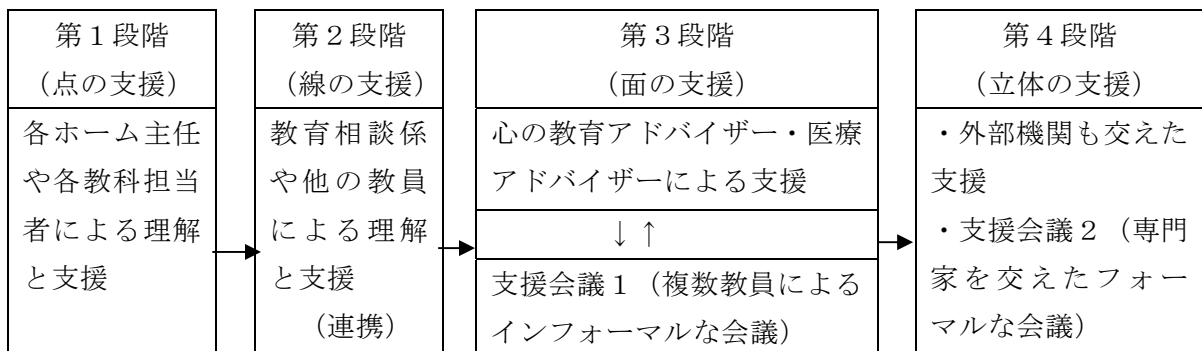


図3 支援の流れ

ウ 成果と課題

図2の支援体制が機能している。また、新入生の情報共有（例「指名され返答を求められたことをきっかけに不登校になった」「校舎の構造が複雑で授業の移動で混乱する。校舎配置図を各階に掲示してほしい」など）が早期にでき、高校生活をスムーズに始められた。また中学校を介して、入学式後の保護者面談が2件設定できた。

(2) 発達障害のある生徒に対する授業やテストにおける評価方法等の工夫

ア 授業の際の配慮事項等

(ア) 座席の配慮

発達障害、不登校、肢体不自由などの生徒に、生徒本人や保護者の要望あるいは本人の特性に基づき、廊下側（LDを併存するADHD）、後方（適応障害）、教卓の近く2名（アスペルガー症候群、LD傾向）などの配慮をした。

(イ) 授業改善の取り組み

研究授業を実施した。授業観察と助言を県教育委員会特別支援教育課指導主事に依頼。授業者は、アスペルガー症候群、LD傾向、肢体不自由で手指の巧緻性に困難がある生徒等の特性を鑑み、下記5点をポイントにおいた。ポイントは、片岡和香（2007）「特別支援教育を推進するための校内支援体制の構築、平成19年度高知県教育公務員長期研修生研究報告書」や福島県立川俣高等学校（2008）「平成19年度文部科学省研究開発学校研究開発実施報告書」を参考に設定。

- ① 授業開始時に、机の上に必要なものがあるか、不要なものが無いか確認する
- ② 聞く姿勢をつくってから授業を始める
- ③ 板書を写す時間をとる
- ④ 指示は短く、指示内容はひとつの話でひとつにする
- ⑤ 活動の途中で指示を出すときには、活動を止めてから話す

(ウ) 課題プリントの改善

学習面で課題のある生徒が複数受講する英語の授業で、通常のプリントと片仮名で読み仮名をつけたプリントを準備し選択させた。受講生徒20名中7名が利用した。

イ テストにおける配慮事項等

不登校など発達障害に限らず、保護者からの申し出で別室受験を認めている。

ウ 評価における配慮事項等

特別な配慮はしていない。

エ 成果と課題

(ア) 座席やテストの配慮

本年度末の定期試験では不登校や適応障害など5名の生徒が別室で受験した。別室受験生徒のうち1名は、科目によっては通常の教室で受験できた。

(イ) 授業や課題プリントの改善

研究授業後の協議では「板書の仕方」「指示の出し方」や生徒の状況（「LD傾向の生徒が板書で写すべき部分がわからなくなり困っていた」）などを指摘された。授業での支援内容やプリントやテストの工夫についてもさらに検討したい。

(3) 発達障害のある生徒に対する就労支援

ア 支援の方策と内容

(ア) 就労支援

学業成績が低く、「聞く」「話す」ことや自己表現力に課題がある4年次生1名に学生支援員の協力を得て、学習支援と就労支援を行った。

○支援期間：10月～2月、週1回、放課後1時間

○支援内容：10月は学習支援中心（プリント学習の補助、現代文の復習など）
11月以降は就労支援中心（履歴書の書き方、面接練習、挨拶や声の大きさ、就労に関する意識付けなど）

(イ) 進学支援

平成19年度末以降現在までの間に、発達障害のある卒業生および在校生徒について、①保護者了解を得て、進学先に入学前に生徒の情報提供 ②進学先の学校見学と本校卒業生の授業参観 ③ホーム主任、2年次在校生徒2名、保護者2名による学校見学などを行った。

イ 成果と課題

学生支援員に個別支援を受けた生徒の複数の科目の成績が、30点前後から90点前後に上昇した。また、相手に話しかける声が若干大きくなり、担任に就職についての質問や、「ありがとうございました」の挨拶をするようになった。

卒業生の在籍校は、入学前に伝えた情報や本人の特性を理解して対応してくれていた。また、授業参観後に学習意欲が増し、資格取得もできたとの報告を受けた。

在校生と保護者による学校見学では、生徒の一人は見学校に興味を示さなかったが、保護者には、生徒支援をしていることを感謝され、学校との信頼関係が深まった。

(4) 一般の生徒に対する理解推進等の指導の在り方

ア 指導の工夫と取組

個別に教員が対応している段階である。複数の生徒はアスペルガー症候群の生徒が話しかけてきた時に穏やかに聞き手になっている。その生徒たちには「聞くのがしんどい時には“今は話をしたくないから、ごめんよ。”などのように断っていいからね。かまわないときには聞いてあげて。」と指導している。

イ 成果と課題

あるホーム主任は、持ち物をあちこちに置き忘れるアスペルガー症候群の生徒について、ホームで「〇〇君は忘れっぽいところがあるから、ちょっと気にかけてあげて。」と呼びかけた。一部の生徒から「わかった、まかせて」と返答があった。

発達障害のある生徒と他の生徒とのトラブルもあった。次年度は全校生徒対象に「発達障害」の理解・啓発のための講演会を検討中。その際には「人権教育」や「障害者理解」などの視点から実施するなどし、個人が特定されないよう配慮したい。

(5) 教職員や保護者の研修等

ア 研修会開催の回数・時期・研修内容等

(ア) 教職員研修

月/日	内 容
8/ 4	①先進校視察報告②特別支援教育の取り組み状況（通信制・昼間部） ③講演：是永かな子先生（高知大学准教授） 「高等学校における特別支援教育の実践と課題」
8/27	講演：脇口明子先生（細木病院医師） 「思春期の生徒への理解と支援について」
12/26	講演：月森久江先生（杉並区立中瀬中学校教諭） 「教室でできる指導・支援について考える」
2/10	講演：坂井聡先生（香川大学准教授） 「広汎性発達障がいのある生徒のコミュニケーション支援」

(イ) 保護者・教職員研修

月/日	内 容
5/24	講演：長須正明先生（東京聖栄大学専任講師） 「子どもの自立に親がどうかかわるか～子どもの成長を支援するキャリア教育～」（PTA研修 子育て支援講演会）
11/26	講演：大内 徹先生（土佐病院医師）「生徒・子どもへの接し方」

(ウ) 事例検討会・生徒支援会議

月/日	助言者	備考
6/10	寺田信一先生（高知大学教授） 堀内教代先生（県立療育福祉センター発達支援部主任）	事例検討会 対象生徒（A、B、C）
7/ 4	なし	生徒支援会議（2年団学年会） 対象生徒（A、D、E、F）
10/ 2	是永かな子先生（高知大学准教授） 窪内真由美先生（教育センター） 高橋信司先生（特別支援教育課）	生徒支援会議（パネルディスカッション形式） 対象生徒（D、E）
1/ 7	泉本雄司先生（高知大学附属病院医師） 是永かな子先生（高知大学准教授） 高橋信司先生（特別支援教育課）	生徒支援会議（教科担当者会議形式） 対象生徒（B）

イ 成果と課題

事例検討会および教職員研修会のアンケート結果では、参加した教員全員が「大変役に立った」「どちらかという役に立った」と回答した。助言者を招いての生徒支援会議は他の教員も傍聴し、研修会も兼ねた。以下の点が課題である。

○発達障害の特性に配慮した「授業改善」、「わかる授業」の構築につながる校内

研修の企画

- 就労支援や進学支援など移行支援にかかわる研修会の企画
- 個別支援シートを用いた研修会の企画
- 事例検討会（6/10）の 3 事例は多かった。1～2 事例に絞るべきであった。
- 支援会議で取り上げたい生徒が多く、1 人の生徒について継続した会議の実施が難しいが、1 人につき、できるだけ年間 2 回の支援会議を実施したい。

(6) その他の支援に関する工夫

ア 障害特性に応じた個別支援

高校中退後、本校に入学したアスペルガー症候群の生徒に次の支援を行った。

(ア) 見通しを持たせる

行事の前にはホーム主任が日程や内容を伝えた結果、見通しを持つことができ、心配された行事にも参加できた。ただ、次のような出来事もあった。

- 体育祭準備の日、係りの仕事に行くことは伝えていたが、終了後は体育祭の練習に参加することを伝え忘れ、仕事のあと移動しようとしなかった。仲良しの男子生徒に声をかけてもらい移動できたが、練習には参加しなかった。
- 卒業式当日に欠席者がいた場合は、予行の日と違う座席になることを伝えていなかった。卒業式の日は予行と同じ座席に座り、そこから動かなかった。

(イ) 否定的な言い方・ダメージを与える言葉 (Bad Word) を避ける

日々の生活の中で、本人がダメージを受ける言葉がわかってきた。何気なく言った「だめ」などの言葉で、その場に寝転び動かなくなることが何度かあった。寝転ぶ原因を考え、言葉がけに気がつけた。また、授業に行こうとしなかったり動かなくなったりした場合には次のように対応した。

- 教員と一緒に教室まで行く
- カウントダウンをする
- 本人は野球が好きなので「マウンドに行こう」と声をかける。あるいは「マウンドにする？ ブルペンにする？」と選択させる。
→ 上記 3 つはダメージが軽い時は本人の次の活動につながった。
- できるだけ本人の気持ちに寄り添う言葉がけをする。 など

イ 学生支援員による支援

(ア) 活動内容

- ① 音楽の授業にローテーションで支援対象生徒と共に参加した。状況によって複数の生徒にかかわり、支援生徒が退室する時には付き添った。
- ② 家庭総合、オーラルコミュニケーション I で複数の生徒支援にあたった。

(イ) 放課後の個別支援

一人の生徒につき、週 1 回、放課後約 1 時間、計 2 名の生徒の個別支援を実施した。1 名は発達障害のある不登校生徒で、まず「登校すること」「学生支援員とコミュニケーションをとること」を目標にした。もう 1 名は学業や自己表現力等に課題のある 4 年次生で、学習支援と就労支援を行った。

(ウ) その他の支援活動

清掃活動や体育祭で生徒とともに活動してもらった。

(エ) 学生支援員記録ノートの活用

活動後、学生支援員は活動記録用紙にその日の活動内容や気づいたこと等を記録した。記録を教員が読むことで情報の共有ができるようにした。

ウ 保護者への支援

(ア) 保護者懇談会「語らいの場」

平成19年度より、学校と保護者との連携、保護者同士のつながりの形成を目的に保護者懇談会「語らいの場」を年2回実施。昨年度は、発達障害の診断を受けている生徒の保護者で実施。本年度は、発達障害あるいはその他の診断等がある生徒の保護者や身体障害のある生徒の保護者にも参加を呼びかけた。

(イ) 専門家による個別面談

平成16年度より学校カウンセラーが窓口となり、専門のカウンセラーが心の教育アドバイザーとして週1回午後、医師が医療アドバイザーとして月1回2時間来校し、保護者・生徒・教員と面談している。(事前予約制)

エ 成果と課題

(ア) 障害特性に応じた個別支援

生徒が職員室や廊下で寝転び動かなかったり、授業に行こうとしなかつたりする度に、ホーム主任やカウンセラーや教頭も本人にかかわった。校長室で校長が生徒の話を聞くこともある。現在は寝転ぶ回数も激減した。また、心配されていた行事にも参加できた。学校全体で本人を理解し支援している成果と思われる。

(イ) 学生支援員による支援

○授業での支援では、教員が見落とししていた躓きの要因に気づいてくれた。その結果、教員は生徒の状況に応じた2種類のプリントを作るなどの対応ができた。また、他者とのかかわりが苦手な生徒と他の生徒との橋渡し役にもなった。

○放課後の個別支援では、不登校だった生徒も放課後支援の時間には登校し始め、参加率は80%であった。さらに教員からの働きかけもあり、本人の好きな音楽の授業に学生支援員と参加し始めた。学習・就労支援を受けた生徒は学業成績が飛躍的に伸び、就労への関心が高まり、自分から教員に質問するようにもなった。

○その他の支援では、学生支援員が生徒とともに清掃活動に参加したが、発達障害のある生徒1名が、良い所を見せようと張り切って清掃をするようになった。

○課題は、授業前後に教員との情報交換の時間が取れないことがあったことである。短時間でも授業前後に情報を共有し連携を図る必要がある。

(ウ) 保護者への支援

1回目の保護者懇談会(7/22)は7名が参加。アンケートでは全員が「大変よかった」「よかった」と回答。2回目(3/13)は専門のカウンセラーの先生に助言者として参加いただいた。専門家による個別面談も、ニーズが高い。

2 研究の方法

(1) 研究委員会の設置

ア 構成

N0	所 属 ・ 職 名	備 考
1	高知大学医学部附属病院・医師	児童精神科医
2	高知大学教育学部・教授	障害児心理学
3	高知大学教育学部・准教授	特別支援教育学
4	高知県心の教育センター・指導主事	
5	高知県教育センター・指導主事	
6	県立高知江の口養護学校	
7	県教育委員会高等学校課・指導主事	
8	県教育委員会特別支援教育課・指導主事	
9	県立高知北高等学校・校長	
10	県立高知北高等学校・教頭	
11	県立高知北高等学校・教諭・学校カウンセラー	
12	県立高知北高等学校・養護教諭	
13	県立高知北高等学校・教諭・人権教育主任	
14	県立高知北高等学校・教諭・2年学年主任	
15	県立高知北高等学校・教諭・2年ホーム主任	
16	県立高知北高等学校・教諭・教務主任	
17	県立高知北高等学校・教諭・特別支援教育コーディネーター	

イ 委員会開催回数・検討内容

(ア) 研究委員会

	月/日	検討内容
第1回	6/21	事業実施計画案の検討
第2回	11/19	事業の進捗状況についての報告
第3回	2/18	事業のまとめと次年度計画案の検討

(イ) 校内研究委員会 (3月6日現在)

	月/日	検討内容
第1回	5/ 1	モデル事業実施要項等の検討
第2回	6/18	第1回研究委員会協議内容について、資料確認等
第3回	7/ 7	今後の取り組みについて
第4回	7/29	校内委員会、学生支援員活動、支援会議のあり方など
第5回	8/26	生徒への指導方法と検討と実践についてなど
第6回	10/15	生徒への学習支援・履修支援のあり方についてなど
第7回	11/12	第2回研究委員会協議内容について、資料確認等

第8回	12/15	実態把握調査結果について、個別の指導計画についてなど
第9回	1/22	第3回研究委員会協議内容について
第10回	1/23	生徒への学習支援・履修支援のあり方についてなど
第11回	2/ 1	平成21年度事業実施計画書についてなど
第12回	2/ 9	平成21年度事業実施計画書についてなど
第13回	2/16	わが国における発達障害のある生徒の支援の在り方についてなど
第14回	3/ 6	中間報告書について、次年度の事業についてなど

ウ 特別支援教育コーディネーターの指名や個別の教育支援計画の策定等具体的な方策

総務部に教育相談係が位置づけられ、特別支援教育を含む教育相談活動を特別支援教育コーディネーター（教諭）と学校カウンセラー（教諭）が協働で行っている。個別の教育支援計画の策定はできなかった。

エ 成果と課題

（ア）校内委員会について

本年度はモデル事業の校内研究委員会が校内委員会として機能した。研究委員会での協議で、「校内委員会＝特別支援教育推進委員会（仮称）」のあり方について名称や構成員、業務内容などの原案が下記のように固まった。

○業務内容（案）

- ・教育相談担当から提案された企画や支援体制案について検討する
- ・検討した課題について必要があれば運営委員会に提案していく

○構成員（案）

- ・現在の運営委員会に近いメンバーに教育相談担当を加え、下記のようにする。
- ・教頭、教務主任、進路指導主事、生徒指導主事、各学年主任、養護教諭、人権教育主任、特別支援教育コーディネーター、学校カウンセラー、教育相談係

（イ）次年度の検討課題

研究委員会ではさらに以下の内容が提案されている。

- ①教職員研修として、個別支援シートを用いた事例検討会の実施
- ②自己理解を促すための指導やストレスマネジメントの指導など
- ③ピアサポートの仕組みづくり

（ウ）校内研究委員会における今後の検討課題

校内の研究委員会では①授業改善②学習支援・履修支援のためのシステムの検討③モデル事業の活動を他の教員にさらに広げていくこと、などが挙げられた。

（2）専門家チームの活用

ア 構成

NO	所 属 ・ 職 名	備 考
1	高知大学医学部附属病院・医師	児童精神科医
2	高知大学教育学部・教授	障害児心理学

3	高知大学教育学部・准教授	特別支援教育学
4	高知県心の教育センター・指導主事	
5	高知県教育センター・指導主事	
6	県立高知江の口養護学校・教諭	

イ 専門家チームの活用状況

(ア) 事例検討会および生徒支援会議の助言者（3回）

(イ) 事例検討件数（6件）

(ウ) 授業見学および生徒観察（1回）

(エ) 学生支援員活動報告会の助言者（2回） *学生支援員の指導（10～2月）

ウ 成果と課題

専門的な立場からの助言、特に支援会議での具体的な支援への提言、専門家の視点からの生徒の捉え方など、その後の生徒支援・生徒理解に活かすことができた。

また生徒観察においても、教員が気づかない点を指摘していただいた。

(3) 関係機関との連携

ア 他の高等学校や特別支援学校との連携

校内研修会に他の高等学校や関係機関も案内し、参加いただいた。また、高校を中途退学し本校に入学してきた生徒の前在籍校と関係機関とで情報交換会を実施した。特別支援学校とは相互の情報交換をしている。

イ 発達障害者支援センターやハローワーク等関係機関との連携

県立療育福祉センターや医療機関には、事例検討会や支援会議の助言者を依頼したり、生徒と保護者の了解を得て教員が診察に同行したりした。また保護者了解を得て情報提供いただいた。県心の教育センターや高知市教育研究所とは情報交換会を実施。県教育センターおよび県教育委員会特別支援教育課には支援会議や研究授業の助言者を依頼した。

ウ 地域の教育施設や人材等の活用

特になし

エ 成果と課題

各関係機関は連携の重要性を理解しており、快く情報共有や支援をいただいた。

今後はハローワークなど就労関係機関との連携が課題である。

(4) 関連事業等との連携

特になし

Ⅲ 今後の我が国における発達障害のある生徒の支援の在り方についての提案等

研究委員会において、以下のような意見が出された。

1 特別支援学校と高等学校の中間的存在の学校もしくは学級の設置

高等学校での学習や集団についていくことが困難な生徒への対応として、高等学校に特別支援学級や通級指導教室を設置する、また特別支援学校の就学条件を緩和し、知的障害がないかまたは軽度だが集団の中で学習することが難しい生徒に対応するな

どの検討が必要である。

2 学習支援員の配置

学生や教員経験者や保護者などを活用し、学習支援員を多数配置することを検討する必要がある。

3 条件整備

評価等を弾力的に運用が可能な条件整備ができないか。例えば、単位認定の緩和、別室授業の出席時数へのカウント、特別な教育課程、テストでの配慮（例、「書く」「聞く」に課題のあるLDの生徒への試験時間の延長、試験問題を読む人のつきそい）などについて検討する必要がある。

4 小規模校の活用

地方の寄宿舎付きの小規模高等学校等に、生徒の特性に応じた少人数での指導を可能にする機能をもたせるなど、特色ある学校づくりが可能な条件整備を検討する必要がある。

5 教員の意識改革

発達障害の特性や支援の必要性がいまだに十分に理解されていない状況にある。更なる理解啓発を推進するような、効果的な広報について検討する必要がある。

IV その他特記事項（エピソードを含む）

特記事項なし

V モデル校の概要

1 学級数と生徒数（平成20年5月現在）

課程	学科	第1年次生		第2年次生		第3年次生		第4年次生		合計	
		学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数	学級数	生徒数
定時制 昼間部	普通科	4	80	4	79	4	69	2	26	14	254
	計	4	80	4	79	4	69	2	26	14	254
定時制 夜間部	普通科	2	42	2	26	2	34	2	34	8	136
	衛生看護科	1	7	1	4	0	0	0	0	2	11
	計	3	49	3	30	2	34	2	34	10	147
通信制	普通科		199		170		99		139		607
	計		199		170		99		139		607
	計		328		279		202		199		1008

2 教職員数（平成20年5月現在）

	校長	教頭	教諭	養護教諭	非常勤講師	実習助手	ALT	事務職員	司書	その他	計
昼間部	(1)	1	31	1	10	1	(1)	2	1(非常勤)	0	47(49)
夜間部		1	17	1	5	0		2	1	3(調理員)	31(33)
通信制		1	22	1(非常勤)	11	1		2	0	0	38(40)